

## 原町赤十字訪問看護ステーション運営規程

<指定介護予防訪問看護事業所・指定訪問看護事業所>

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する原町赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定介護予防訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運用を維持するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師」という。）が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治医が指定介護予防訪問看護または指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた要支援者または要介護者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できることを目指して支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師等は、提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう実施体制の整備に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 原町赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 698 原町赤十字病院内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況等適切な事業の運営が行われるよう統括するとともに自らも訪問看護の提供に当たるものとする。

- (2) 看護師等：看護師2. 5名以上（内、常勤1名以上とし、内、1名は管理者と兼務とする）

また、看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成し、訪問看護の提供を担当する。なお、ステーションは、作成した、利用者の指定訪問看護

サービスの実施状況等に関する記録や収集した複写物について、その完結の日から2年間保存する。

- (3) 事務職員 1名 ステーションの運営に必要な事務を担当する。
- (4) その他 業務の状況に応じ、職員数は増減するものとする。ただし、事業の人員及び運営に関する基準に定める職員数を下らないものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は原町赤十字病院職員就業規則に準じ次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜、及び第2・第4・第5を除く土曜日とする。  
国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)及び病院の創立記念日は休日とする。  
ただし、利用者の状態により休日でも運営する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後4時50分まで。  
ただし、第1・第3の土曜日は午前8時30分から午後12時30分まで。
- (3) 連絡体制 24時間常時電話等による連絡、相談等が可能な体制とし、必要に応じて説明を行い、適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護・介護予防訪問看護指示の交付を受ける。
- (2) ステーションは、介護保険利用者にあつては地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者の作成した介護予防サービス計画書または居宅サービス計画書、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから各医師会、病院等に主治医の選定及び調整を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談

- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに、病状等により救急搬送等の必要を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 3 訪問看護開始に際して、あらかじめ利用者やその家族に対して、緊急時の看護、処置方法についての指導と連絡先及び連絡方法を説明しておく。
- 4 二次救急については利用者及び主治医との連絡調整のなかで話し合いを行い、利用者・主治医の了承を確認しておく。

(利用料等)

第9条 ステーションは基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者やその家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 介護保険

介護保険で介護予防サービス計画書若しくは居宅サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額に基づき、介護保険負担割合証に記載の自己負担割合に応じた額を徴収する。

ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 ステーションの通常の事業実施地域は東吾妻町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 ステーションは、訪問看護の提供中に、看護師等または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等に関する事項）

第 12 条 ステーションは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、利用者やその家族に対しその理由を十分説明し、かつ、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を、訪問看護録に記録することを義務付ける。

（衛生管理等）

第 13 条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

- 2 ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 ステーションにおいて感染症が発生しまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
  - 一 感染症の予防及びまん延防止対策を徹底することを目的に原町赤十字病院の院内感染予防対策委員会にステーションの管理者が委員として参加する。
  - 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 三 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、看護師等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 ステーションは、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（社会情勢及び天災）

第 15 条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程や時間の調整をする場合がある。

- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能となった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

(苦情対応)

第 16 条 ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等の受け付け窓口を設置する。

- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録する。
- 3 提供した指定訪問看護等に関し、市町村による文書その他の物件の提出、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、また、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従い必要な改善を迅速に行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を迅速に行う。
- 5 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等にも協力するよう努める。

(損害賠償及び事故発生時の対応)

第 17 条 ステーションは、指定訪問看護等の提供にあたって、事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の住所地の市町村、家族または代理人、居宅介護支援事業者に連絡を行います。また、事後の状況、および事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

2. 前項において、事故により利用者またはその家族または代理人の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、ステーションは速やかにその損害を賠償する。ただし、ステーションに故意・過失がない場合はこの限りではない。
3. 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができる。

(ハラスメント対策)

第 18 条 ステーションは、円滑な事業運営を遂行するため、ハラスメント対策を以下のとおり講じる。

- 一 ステーションにおいて行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するため、日本赤十字社例規類集掲載のハラスメント防止規定を準用する。
- 二 カスタマーハラスメント防止対策等として方針の明確化等必要な措置を講じる。
- 三 ステーション内におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発する。
- 四 カスタマーハラスメントが発生した際は、原町赤十字病院の医療社会事業課を担当窓口と定め対応する。これを、従業者に周知する。
- 五 ステーション内でのハラスメント行為については、原町赤十字病院設置のハラスメント防止対策委員会を担当窓口と定め対応する。従業者に周知する。

(個人情報保護)

第 19 条 ステーションは、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 ステーションの全ての従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者への情報提供は行わない。また、ステーションに従事する全ての従業者に対し、退職後を含め業務上知り得た、利用者又はその家族等のすべての情報について、秘密保持を確約するため従業者と誓約書を交わす。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

3 ステーションは、指定訪問看護等開始時に取得する、ご利用者又は、そのご家族による個人情報使用同意書の同意に基づき、下記の業務上必要な範囲において個人情報の使用および第三者提供を行う。

個人情報の使用範囲

- ① 利用者に提供するサービス（家族等への状況説明を含む）
- ② 保険請求のための事務（各種申請手続きを含む）
- ③ ステーションが行う管理運営業務
- ④ 他の医療機関、関係機関との連携（研究・学会発表等学術的利用含む）
- ⑤ 研究・学会発表等学術的利用
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく紹介・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ 上記以外については、その都度、本人又は家族の許可を得て使用する

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、看護師等の質的向上を図るため研究及び研修の機会を以下のとおり設けるとともに、業務体制の整備を行う。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 ステーションは、指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その保存期間を 5 年とする。

3 事業会計は病院とは区分する。ただし、業務の一部を原町赤十字病院に依頼できる。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は原町赤十字病院院長及び看護部長とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 9 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 9 月 1 日一部改正

平成 27 年 11 月 1 日一部改正

平成 29 年 12 月 1 日一部改正

平成 30 年 7 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 1 年 7 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 8 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 10 月 1 日一部改訂